

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 19 日

加盟団体 御中
各市町スポーツ少年団 御中
栃木県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 御中

公益財団法人栃木県スポーツ協会

こども家庭庁「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力の防止等の取組を横断的に促進するための指針」の活用について(通知)

平素より、本協会事業に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして公益財団法人日本スポーツ協会より関係団体宛て周知依頼がありました。つきましては、内容を御確認のうえ関係者へ周知いただきますようお願い申し上げます。

【同封資料】

- 1 「教育・保育等を提供する事業者による事業者による児童対象性暴力の防止等の取組を横断的に促進するための指針」の活用について(写)

(公財)栃木県スポーツ協会

TEL : 028-680-7771 FAX : 028-615-5151

E-mail : tsa@tochigi-sports.or.jp



事 務 連 絡

令和 7 年 4 月 18 日

各 関 係 団 体 御 中

こども家庭庁成育局安全対策課

こども性暴力防止法施行準備室

「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を
横断的に促進するための指針」の活用について

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）については、一部の規定を除き、公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定です。

こども家庭庁においては、法の施行に先駆けて、教育・保育等を提供する場における従事者から児童への性暴力防止策等について、業界横断的に活用できる事項を「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」（以下「横断指針」という。）（<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin>）として取りまとめ、別添のとおり地方公共団体に対しても周知を行いましたので、お知らせします。

ついては、貴団体におかれては、児童への性暴力を防止する取組等の検討・実践に当たって、業界ごとに必要なガイドラインの作成に役立てるなど、本横断指針を積極的に活用いただきたいと考えておりますので、御了知の上、貴団体会員等への周知方よろしくお願いいたします。

本横断指針は、法律に基づくものではなく、本横断指針の策定により、事業者に対して新たに義務が課されるものではありません。したがって、各業界の既存のガイドライン等がある場合は、それらに基づく取組を継続しつつ、本横断指針を必要に応じて参

照・活用いただきますようお願いいたします。

法に基づく義務の具体的内容については、今後、有識者検討会を設置し、下位法令・ガイドライン等の検討・作成を行ってまいりますので、これらを参照していただきますようお願いいたします。